

○営業施設の設置場所等の基準（令和2年4月1日現在）

次に該当する場合、旅館業法第3条第2項及び第3項の規定により許可されないことがあります。

- 1 営業許可申請施設の設置場所が、公衆衛生上不適当であると認めるとき。
- 2 申請者が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ④ 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - ⑦ 法人であって、その業務を行う役員のうち、上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
 - ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 営業許可申請施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき。
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園
例）幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、高等専門学校
 - ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
例）保育所、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害者入所施設
 - ③ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設及び同法第20条に規定する公民館
 - ④ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ⑤ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学省が指定した施設
 - ⑥ 国若しくは地方公共団体又は独立行政法人が設置した青年の家、児童文化センターその他の青少年のための教育施設
 - ⑦ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項1号に規定する都市公園
 - ⑧ その他の上記各施設に類する施設として知事が指定したもの（知事の指定は現在なし）。